

住まいるインシュアパートナー（機関保証制度）

利用に関しての了承事項

1. （機関保証の期間について）

住宅賃貸借契約期間中は機関保証を終了することができません。

※契約者変更に伴い、新たに機関保証の審査を受けたにも関わらず審査に通らない場合を除く。

2. （契約者の変更について）

死亡その他正当な理由により、契約者の変更を行う場合、変更後の契約者名で機関保証を申し込む必要があります。（初回手数料は不要です。）

その際、機関保証の審査に通らない場合、機関保証を継続できなくなりますので、キャッシュバック受給期間中であっても、直近の交付時期を最後にキャッシュバックの支払いを即時打ち切りといたします。

3. （住宅敷金について）

機関保証を継続できなくなった場合、住宅の敷金（契約家賃の3か月）を納めていただきます。

※ 解約時に既に入金している敷金を上回る補修費等が発生した場合は、その差額を別途徴収させていただきます。

上記の了承事項について説明を受け、了承致しました。本件について、異議申し立て致しません。

年 月 日

< 契約者 >

住 所 _____

氏 名 _____ (自署)

住宅名 _____ 号室 _____